

## 基本構想審議会部会の設置について（案）

審議会に、特定の事項について調査審議するため、以下のとおり部会を設置する（条例第6条第1項関係）。  
部会の委員及び部会長は、委員のうちから、会長が指名する（条例第6条第2項関係）。

部会	審議分野		学識経験者 15名	団体推薦 12名	区議会議員 7名	公募区民 8名
第一部会	危機管理（防災・防犯等） まちづくり、産業	1				
		2				
		3				
		4				
第二部会	福祉、医療、健康、環境、 コミュニティ	1				
		2				
		3				
		4				
第三部会	子ども、学び、 スポーツ、文化	1				
		2				
		3				
		4				
第四部会	行財政運営、 ICT（情報通信技術）	1				
		2				
		3				
		4				
調整部会	全体調整、答申案起草		会長＋各部会長 4名			